

令和 8 年 6 月 1 日付仙台市公告第 488 号について次のとおり訂正しました。

令和 8 年 6 月 17 日

仙台市長 郡 和子

【訂正前】

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

| 小売業者 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|-------------|--------------|
| 株式会社ツルハ | 午前 9 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 |
| やまや東日本株式会社 | 午後 9 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 |

(変更後)

| 小売業者 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|-------------|--------------|
| 株式会社ツルハ | 24 時間 | |
| やまや東日本株式会社 | 午後 9 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 |

【訂正後】

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

| 小売業者 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|-------------|--------------|
| 株式会社ツルハ | 午前 9 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 |
| やまや東日本株式会社 | 午前 9 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 |

(変更後)

| 小売業者 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|-------------|--------------|
| 株式会社ツルハ | 24 時間 | |
| やまや東日本株式会社 | 午前 9 時 00 分 | 午後 10 時 00 分 |